

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸星会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事に対して支給する報酬は、各年度の総額が470万円を超えない範囲とし、監事に対して支給する報酬は、各年度の総額が80万円を超えない範囲とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員は理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。ただし、施設長又は法人職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給しない。ただし、施設長又は法人職員としての立場を有する者に対しては、職員給与規程に定める賞与を支給することができる。
- 5 常勤の理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職金を支給することができる。
- 6 非常勤役員の退任に当たっては、当該役員の任期に応じて退任慰労金を支給することができる。
- 7 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

8 評議員選任・解任委員には、定款施行細則第5条の規定に基づき、別に定める報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額とする。

2 この法人の非常勤役員の報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

3 常勤の理事に対する退職金は、岩手県社会福祉協議会退職共済規程に定める算式により算出される金額とする。

4 非常勤役員に対する退任慰労金は、別表3「非常勤役員退任慰労金の算出要領」に定める算式により算出される金額とする。

5 退職金又は退任慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

6 個々の評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表4「評議員の報酬」に定める金額とする。

7 評議員選任・解任委員の報酬等は、別表5「評議員選任・解任委員の報酬」に定める金額とする。ただし、法人職員としての立場を有する者に対しては、報酬等を支給しない。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- 2 社会福祉法人幸星会役員等の報酬及び旅費に関する規程(平成20年4月3日施行)は、平成29年6月19日をもって廃止する。

附 則

この規程は平成29年12月8日から施行する。

この規程は平成30年6月20日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

理事長	360,000円までの範囲内
常務理事	300,000円までの範囲内
理事	260,000円までの範囲内

ただし、常勤役員が施設長又は法人職員としての立場を有する者の場合、給与規程を適用し、この規程に定める報酬は支給しない。

別表2 非常勤役員の報酬

理事	理事会出席等、必要の都度、謝金として	1人一律	8,000円
監事	理事会等出席、出納検査・決算監査の実施等、必要の都度、謝金として 弁護士又は公認会計士、税理士等の資格を有する者	1人一律	20,000円
	上記以外の者	1人一律	8,000円

ただし、非常勤役員の報酬額は、源泉所得税控除後の金額とする。以下、別表3から5までにおいても同様とする。

別表3 非常勤役員退任慰労金の算出要領

(算出数式)

$$\text{退任慰労金(円)} = \text{在職月数} \div 12 \times 5,000 \text{円}$$

ただし、在職月数は在職期間の暦月数で計上し、退任慰労金は千円未満の端数を切り捨てる。

別表 4 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として 1人一律 8,000円

別表 5 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会等出席の都度、謝金として1人一律 8,000円